

いじめに関する現状と課題

友達関係によるトラブルが時々見られる。些細なトラブルについても、生徒指導担当を中心に全職員で情報交換しながら、いじめに発展しないよう初動の取組を重点的に行っている。いじめの早期発見、適切な対処のための各取組及び教職員研修を計画的に実施している。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

・教職員は、いじめほどの児童にも起こるという認識をもって、常態的に観察・指導を行うとともに、児童へのあいさつ、声かけ、励まし、称賛、対話を積極的に行い、早期発見・早期対応に努める。  
 ・いじめの早期発見のために定期的に教育相談を実施し、得られた情報を全教職員間で共有する。  
 ・インターネットやスマホの問題点や適切な使用について、校内研修や保護者対象の講演会等を実施するとともに、児童への情報モラル教育の推進を図る。  
 ・児童が充実感や居場所を感じられる学校づくり及び仲間づくりを進め、いじめの未然防止を図る。

保護者・地域との連携	学 校	関係機関等との連携
<p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校基本方針を保護者全体会で説明するとともに、学校ホームページに掲載し、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得る。</li> <li>・保護者、学校運営協議会委員、民生委員等地域の協力を得て、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。</li> <li>・インターネットやスマホの正しい使い方等についての啓発のためのPTA対象研修会を実施する。</li> </ul>	<p>いじめ対策委員会</p> <p>&lt;対策委員会の役割&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正、相談窓口、発生したいじめ事案への対応・検討</li> </ul> <p>&lt;対策委員会の開催&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・年5回開催(4月、6月、8月、10月、2月)</li> <li>・必要に応じて開催</li> <li>・緊急時は直ちに委員会を招集する</li> </ul> <p>&lt;構成&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校長、教頭、生徒指導主事、養護、該当担任、SC、SSW、愛育会長(PTA)</li> <li>★必要に応じて学校運営協議会長、愛育会副会長</li> </ul>	<p>&lt;連携機関名&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新見市教育委員会</li> <li>・新見警察署</li> <li>・民生委員・主任児童委員</li> <li>・保護司会</li> <li>・要保護児童対策地域協議会</li> </ul> <p>&lt;連携の内容&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事案の報告</li> <li>・対応の相談</li> <li>・非行防止教室の実施</li> </ul> <p>&lt;学校側の窓口&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教頭</li> <li>・生徒指導担当</li> </ul>

学校が実施する取組

① いじめの防止	<p>○ネット上のいじめに対処できる能力や態度の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性とともに、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業を各学級において行う。</li> </ul> <p>○教職員研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員の指導力向上のための研修として、児童のネット利用の状況と指導上の留意点についての研修会を行う。</li> </ul> <p>○居場所づくり・絆づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活の中で誰もが活躍できる場を設定し、自己有用感や充実感を感じられる学校づくり、仲間づくりを進める。常態的に個々の児童を観察・指導を行うとともに、児童へのあいさつ、声かけ、励まし、称賛、対話を積極的に行い、早期発見・早期対応に努める。</li> </ul>
② 早期発見	<p>○教育相談や個人懇談による実態把握</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の実態把握のための教育相談を年3回実施し、個別の指導を行う。また、保護者個別懇談を活用し、児童の生活の様子を十分把握して、いじめの早期発見を図る。(毎朝の健康観察での不安や悩みの把握)</li> <li>・「お話を聞いてカード」によるいじめアンケート調査を年間3回実施する。</li> <li>・SCによる児童個別の面談を随時行う。(全児童対象)</li> </ul> <p>○相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての職員が児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、教職員の誰にでも相談したりできる体制を整える。</li> </ul> <p>○情報共有</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の気になる変化や行為があった場合、教職員間で早急に情報共有できる体制をつくる。</li> <li>・情報共有では、時系列での報告書を利用する。</li> <li>・SC、SSWとの情報共有を積極的に行い、連携を深めていく。</li> </ul>
③ いじめへの対応	<p>○職員の組織的な対応と関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見・通報があった場合には、直ちにいじめ対策委員会を開催し、対応する。また、教育委員会へ報告し、状況に応じて警察等関係機関へ相談する。&lt;危機管理マニュアルの手順を参照&gt;</li> </ul> <p>○いじめの有無の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、直ちにいじめ対策委員会を開催し、事実の有無の確認、重大事態の判断等を行う。&lt;危機管理マニュアルの基準・手順を参照&gt;</li> </ul> <p>○いじめられた児童への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に当該児童及びその保護者に対して支援を行う。</li> </ul> <p>○いじめた児童への指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対応を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>

2月に開催する対策委員会を経て、全教職員で対策方針の点検・見直し等を行う。